

<高齢者虐待の防止について>

1. 郡山市の高齢者の状況について

区分	人数(人)	割合
郡山市人口	308,498	
65歳以上の高齢者	89,623	29.1%
65歳以上の方に占める要介護認定者数	16,822	18.8%
75歳以上の後期高齢者	48,295	15.7%
75歳以上の方に占める要介護認定者数	14,968	31.0%

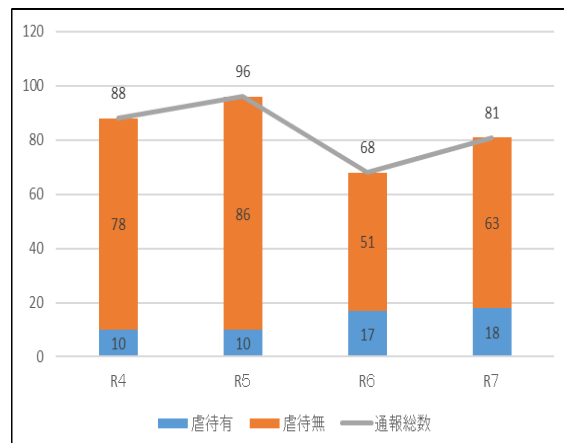
(令和8年3月31日現在)

2. 高齢者虐待対応状況について

(1) 養護者による高齢者虐待

ア 相談件数及び虐待と判断した件数

年度	通報件数	虐待と判断した件数	虐待と判断した被虐待者内訳		
			男	女	合計
R4年度	88件	10件 11.4%	4人 40%	6人 60%	10人 100%
R5年度	96件	10件 10.4%	3人 30%	7人 70%	10人 100%
R6年度	68件	17件 25.0%	2人 11.8%	15人 88.2%	17人 100%
R7年度	81件	18件 22.2%	4人 22.2%	14人 77.8%	18人 100%



イ 相談・通報者の内訳 (重複あり)

相談・通報者	郡山市(R7年度)		福島県(R6年度)		国(R6年度)	
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
警察	51	63%	164	28.1%	15,709	35.6%
介護支援専門員等	17	21%	195	33.4%	10,756	24.4%
被虐待者本人	0	0%	35	6.0%	2,321	5.3%
家族・親族	2	2.5%	51	8.7%	3,114	7.1%
介護保険事業所等	4	4.9%	40	6.9%	2,525	5.7%
近隣住民・知人	2	2.5%	14	2.4%	1,168	2.6%
医療機関従事者	2	2.5%	19	3.3%	1,993	4.5%
民生委員	1	1.2%	8	1.4%	564	1.3%
虐待者自身	0	0%	6	1.0%	601	1.4%
行政関係者	0	0%	18	3.1%	2,029	4.6%
その他(不明・匿名含む)	2	2.5%	33	5.7%	3,327	7.5%
計	81	100%	583	100%	44,107	100%

ウ 虐待と判断した事案の種別（重複あり）

虐待判断件数	虐待種別	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待
	件数	8	8	7	0	11
18	割合	44.4%	44.4%	38.9%	0.0%	61.1%

※「割合」は、被虐待者数に対する虐待種別の割合を示したもの

エ 虐待と判断した事案への対応について

緊急性		主な対応の内訳			法第13条による 面会制限
有	無				
11	7	やむを得ない事由による 特別養護老人ホームへの措置入所	0	0	/
		養護老人ホームへの措置入所	1		
		契約による介護施設入所	3		
		契約による転居	0		
		医療機関への入院、受診等	3		
		警察への援助要請及び立入調査	0		
		介護サービスの拡充	7		
		その他（インフォーマルサービスの利用等）	4		

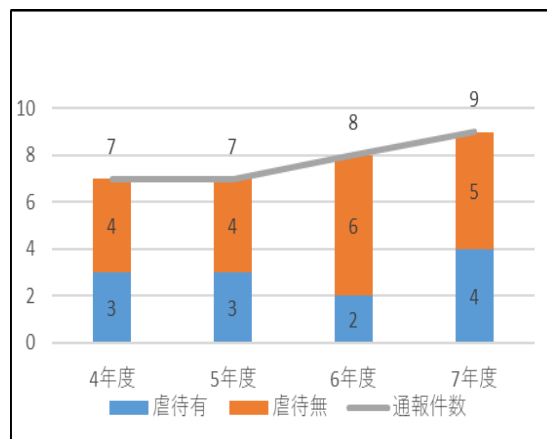
オ 虐待の判断に対する養護者への支援について

養護者支援内訳		件数
経過観察（見守り）		17
経過観察以外 の対応	助言・指導	17
	介護負担軽減のための事業に参加	0
	関係機関の紹介、介入	8
	（被虐待者への）介護保険サービスの導入	5
	（被虐待者への）ケアプラン見直し	7
	（被虐待者への）インフォーマルサービスの利用等	3

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

ア 相談件数及び虐待と判断した件数

年度	虐待有	虐待無	通報件数
4年度	3	4	7
5年度	3	4	7
6年度	2	6	8
7年度	4	5	9



イ 相談・通報者の内訳（重複あり）

相談・通報者	郡山市 (R7年度)		福島県 (R6年度)		国 (R6年度)	
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
当該施設・事業所職員	4	31%	20	31%	1119	27.4%
家族・親族	1	8%	4	6.3%	596	14.6%
当該施設・事業所元職員	1	8%	6	9.4%	349	8.6%
当該施設・事業所管理者	2	15%	9	14%	741	18.2%
地域包括支援センター職員	0	0%	4	6.3%	112	2.7%
本人による届出	0	0%	1	1.6%	102	2.5%
医療機関従事者（医師含む）	0	0%	3	5%	107	2.6%
介護支援専門員	2	15%	1	1.5%	141	3.5%
介護相談員	0	0%	0	0%	25	0.6%
社会福祉協議会職員	0	0%	0	0%	17	0.4%
国民健康保険団体連合会	0	0%	0	0%	2	0.0%
都道府県から連絡	0	0%	2	3%	68	1.7%
警察	0	0%	1	1.5%	95	2.3%
その他(不明、匿名含む)	3	23%	13	20%	605	14.9%
計	13	100%	64	100%	4079	100%

ウ 虐待と判断した事案の種別

(複数の虐待と認定した事案もあるため、虐待の判断件数と種別の合計件数は一致しない)

虐待判断件数	虐待種別	身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待
	4	件数	2	1	1	1
	割合	50%	25%	25%	25%	0%

※「割合」は、虐待と判断した件数に対する発生要因の件数の割合を示したものの。

エ 虐待判断事案への対応

対応内訳	件数
改善計画書の提出要請	3
助言	1

オ 虐待の発生要因

(1) 虐待を行った職員の課題

- ・ 職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
- ・ 職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- ・ 職員の倫理観・理念の欠如
- ・ 職員のストレス・感情コントロール
- ・ 職員の性格や資質の問題

(2) 組織運営上の課題

- ・ チーム体制・連携体制の不十分
- ・ 業務負担軽減に向けた取り組みが不十分
- ・ 職員同士の関係、コミュニケーションが取りにくい

虐待の発生要因は全国的な傾向として、教育・知識・介護技術に関する問題や組織風土、人間関係、管理体制等の問題に係る割合が高く、郡山市においても同様の状況がみられます。

養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、虐待を行った職員のみによる原因を求めるのではなく、経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。

虐待を行った職員個人の問題に帰することなく、経営や組織運営面の課題を含めて改善を行うことにより、より実効性の高い虐待防止の取組みにつながります。

高齢者虐待の定義、責務について

1 「養護者による」高齢者虐待（高齢者虐待防止法第2条第4項）

※養護者：日常的に世話をしている家族・親族・同居人などの、高齢者を現に養護している人

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置当、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又著しく拒絶的な反応、その他的高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること。又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 「養護者による高齢者虐待に係る通報等」（高齢者虐待防止法第7条第1項、第2項）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	速やかに市町村に <u>通報しなければならない</u>
上記以外の場合	市町村に通報するよう努めなければならない

3 「養介護施設従事者等」による高齢者虐待(高齢者虐待防止法第2条第5項)

※養介護施設従事者等：老人福祉法・介護保険法に定める養介護施設・事業所の業務に従事する人

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

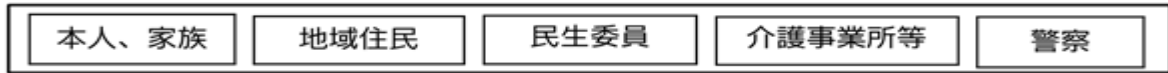
4 「養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等」

(高齢者虐待防止法第21条第1項、第2項、第3項)

業務に従事する施設において、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	速やかに市町村に <u>通報しなければならない</u>
養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、その高齢者が生命又は身体に重大な危険が生じている場合	速やかに市町村に <u>通報しなければならない</u>
上記のほか養介護施設従事者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	速やかに市町村に通報するよう努めなければならない

高齢者虐待の対応フロー

※厚生労働省老健局「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より引用



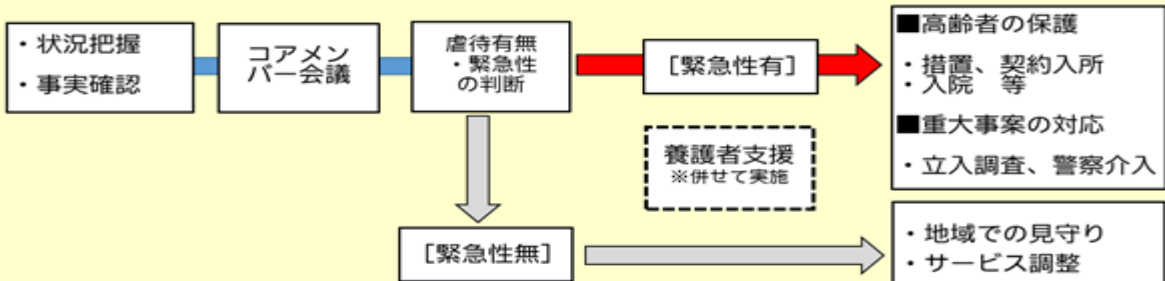
相談・通報・届出

地域包括ケア推進課

地域包括支援センター

①養護者による虐待（高齢者虐待防止法）

地域包括ケア推進課（地域包括支援センター） ←連携→ 健康長寿課（老人福祉法第11条）



②養介護施設従事者等による虐待（高齢者虐待防止法、介護保険法、老人福祉法）

地域包括ケア推進課 ←連携→ 介護保険課、健康長寿課

